

第一級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A－1 無線局の予備免許を受けた者が指定された工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）の経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出をしないとき、どのような措置がとられるか。電波法（第11条）の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 その無線局の予備免許を取り消される。
- 2 その無線局の免許を拒否される。
- 3 当該工事落成の期限の延長を申請するよう指示される。
- 4 速やかに、当該工事を落成するよう指示される。

A－2 次の記述は、無線局の変更等の許可及び変更検査について、電波法（第17条及び第18条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① 免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事を行うとときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）の免許人が放送事項又は放送区域を変更しようとするときも、同様とする。ただし、総務省令で定める無線設備の変更の工事の軽微な事項については、この限りでない。
- ② ①のただし書の事項について無線設備の変更の工事をしたときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ③ ①の変更は、□A□に変更を来すものであってはならず、かつ、第7条（申請の審査）第1項第1号又は第2項第1号の技術基準に合致するものでなければならない。
- ④ ①の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が□B□に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ⑤ ④の検査は、④の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について第24条の2第1項又は第24条の13第1項の登録を受けた者（「登録点検事業者」又は「登録外国点検事業者」のことをいう。）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その□C□を省略することができる。

A	B	C
1 周波数、電波の型式又は空中線電力	第3章に定める技術基準	全部
2 周波数、電波の型式又は空中線電力	①の許可の内容	一部
3 周波数又は電波の型式	第3章に定める技術基準	一部
4 周波数又は電波の型式	①の許可の内容	全部

A－3 次に掲げる用語の定義のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 「双方向無線電話」とは、船舶局の無線電話であって、船舶が遭難した場合に当該船舶又は他の船舶（救命いかだを誘導し、又はえい航する艇を含む。）と生存艇（救命艇及び救命いかだをいう。以下同じ。）との間又は生存艇相互間で人命の救助に係る双方向の通信を行うため使用するものをいう。
- 2 「船舶航空機間双方向無線電話」とは、船舶局の無線電話であって、船舶が遭難した場合に当該船舶又は他の船舶と航空機との間で当該船舶の搜索及び人命の救助に係る双方向の通信を行うため使用するものをいう。
- 3 「船舶自動識別装置」とは、船舶局の無線設備であって、船舶の船名、位置、針路、速度その他の情報を船舶局相互間において自動的に送受信する機能を有するものをいう。
- 4 「衛星非常用位置指示無線標識」とは、遭難自動通報設備であって、船舶が遭難した場合に、人工衛星局の中継により、当該遭難自動通報設備の送信の地点を探知させるための信号を送信するものをいう。
- 5 「搜索救助用レーダートランスポンダ」とは、遭難自動通報設備であって、船舶が遭難した場合に、レーダーから発射された電波を受信したとき、それに応答して電波を発射し、当該レーダーの指示器上にその位置を表示させるものをいう。

A－4 次に掲げる記号により表示する電波の型式のうち、電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 「C3F」は、主搬送波の変調の型式が振幅変調であって残留側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式がテレビジョン（映像に限る。）のものを表示する。
- 2 「C9W」は、主搬送波の変調の型式が振幅変調であって残留側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号の2以上のチャンネルとアナログ信号の2以上のチャンネルを複合したもの及び伝送情報の型式がテレビジョン（映像に限る。）のものを表示する。
- 3 「F3E」は、主搬送波の変調の型式が周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）のものを表示する。
- 4 「F8E」は、主搬送波の変調の型式が周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である2以上のチャンネルのもの及び伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）のものを表示する。
- 5 「G7D」は、主搬送波の変調の型式が位相変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である2以上のチャンネルのもの及び伝送情報の型式がデータ伝送、遠隔測定又は遠隔指令のものを表示する。

A－5 次に掲げる無線設備の操作のうち、電波法（第39条）、電波法施行令（第3条）及び電波法施行規則（第34条の2）の規定に照らし、主任無線従事者として選任された第一級総合無線通信士の監督の下においても無線従事者の資格を有しない者が行うことのできない無線設備の操作を下の番号から選べ。

- 1 海岸局の無線設備の技術操作
- 2 海岸地球局の無線設備の技術操作
- 3 船舶のための無線航行局のレーダーの技術操作
- 4 船舶局の無線設備（モ尔斯符号を送り、又は受ける無線電信を除く。）の通信操作（遭難通信、緊急通信及び安全通信に関するものを除く。）
- 5 船舶地球局の無線設備の通信操作で遭難通信、緊急通信又は安全通信に関するもの（当該船舶地球局のある船舶が航行中であるため無線従事者を補充することができない場合を除く。）

A－6 次の記述は、船舶局無線従事者証明の失効について、電波法（第48条の3）及び電波法施行規則（第34条の12）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

- ① 船舶局無線従事者証明は、当該船舶局無線従事者証明を受けた者がこれを受けた日以降において次のいずれかに該当するときは、その効力を失う。
 - (1) 当該船舶局無線従事者証明に係る訓練の課程を修了した日から起算して□Aを経過する日までの間電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める義務船舶局等（義務船舶局又は義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。）の無線設備その他総務省令で定める無線局の無線設備の操作又はその監督の業務に従事せず、かつ、当該期間内に総務大臣が義務船舶局等の無線設備の操作又はその監督に関して行う船舶局無線従事者証明を受けている者に対する訓練の課程又は総務大臣がこれと同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しなかったとき。
 - (2) 引き続き□A間(1)の業務に従事せず、かつ、当該期間内に(1)の訓練の課程を修了しなかったとき。
 - (3) 電波法第48条の2（船舶局無線従事者証明）第2項の無線従事者の資格を有する者でなくなったとき。
 - (4) 電波法第79条の2（船舶局無線従事者証明の効力の停止）第1項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止され、その停止の期間が□Aを超えたとき。
- ② ①の(1)の総務省令で定める無線局の無線設備は、次のとおりとする。
 - (1) 海岸局又は船舶局の無線設備であって、2,187.5kHz、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz、16,804.5kHz、□Bの周波数の電波を具備するもの（電波法第39条第1項本文の総務省令で定めるものを除く。(2)において同じ。)
 - (2) □Cの無線設備
 - (3) (1)及び(2)のほか、船舶の航行の安全に密接な関係のある通信を行うための無線局の無線設備であって、総務大臣が別に告示するもの

	A	B	C
1	3年	27,524kHz 又は 156.525MHz	インマルサット船舶地球局
2	5年	27,524kHz 又は 156.525MHz	海岸地球局
3	5年	156.525MHz 又は 156.8MHz	インマルサット船舶地球局
4	10年	156.525MHz 又は 156.8MHz	海岸地球局
5	10年	27,524kHz 又は 156.8MHz	インマルサット船舶地球局

A－7 次の記述は、遭難通信責任者の配置について、電波法（第50条）及び電波法施行規則（第35条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① 旅客船又は総トン数 300 トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの義務船舶局には、遭難通信責任者（その船舶における□Aに関する事項を統括管理する者をいう。）として、総務省令で定める無線従事者であって、船舶局無線従事者証明を受けているものを配置しなければならない。
- ② ①の総務省令で定める無線従事者は、次のいずれかの資格を有する者とする。
 - (1) 第一級総合無線通信士又は第一級海上無線通信士
 - (2) □B
 - (3) 第三級海上無線通信士
- ③ 遭難通信責任者は、当該無線局に選任されている無線従事者のうち、②の(1)から(3)までの順序に従い、できるだけ上位の資格を有する者とする。
- ④ □Cは、遭難通信責任者が病気その他やむを得ない事情によりその職務を行うことができないときは、当該無線局に選任されている無線従事者のうちから遭難通信責任者に代わってその職務を行う者を指名することができる。

A	B	C
1 遭難通信	第二級総合無線通信士又は第二級海上無線通信士	免許人
2 遭難通信	第二級総合無線通信士又は第二級海上無線通信士	船舶の責任者
3 遭難通信	第二級海上無線通信士	免許人
4 遭難通信、緊急通信及び安全通信	第二級海上無線通信士	船舶の責任者
5 遭難通信、緊急通信及び安全通信	第二級海上無線通信士	免許人

A－8 次の記述は、義務船舶局等（義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。）の無線設備の機能試験について、無線局運用規則（第5条、第7条及び第8条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

- ① 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中□A以上、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。
- ② 電波法第35条（義務船舶局等の無線設備の条件）第1号の予備設備を備えている義務船舶局等においては、□B以上、総務大臣が別に告示する方法により、その機能を確認しておくなければならない。
- ③ デジタル選択呼出専用受信機を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中□A以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。
- ④ インマルサット高機能グループ呼出受信機（電波法施行規則第28条（義務船舶局の無線設備の機器）第5項に規定するインマルサット船舶地球局の無線設備を含む。）を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中□A以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。
- ⑤ 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中□B以上当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確認しておくなければならない。
- ⑥ ①から⑤までの義務船舶局等においては、①から⑤までの規定により機能を確認した結果、その機能に異状があると認めたときは、その旨を□Cに通知しなければならない。

A	B	C
1 毎日1回	毎月1回	船舶の責任者
2 毎日1回	毎日1回	免許人
3 毎週1回	毎日1回	船舶の責任者
4 毎週1回	毎週1回	免許人
5 毎月1回	毎週1回	船舶の責任者

A－9 無線局が無線電話の機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、無線局運用規則（第39条、第18条及び別表第4号）の規定により電波を発射する前にどのようにしなければならないか。正しいものを下の番号から選べ。

- 1 自局の発射しようとする電波の周波数に隣接する周波数において他の無線局が重要な通信を行っていないことを確かめなければならない。
- 2 擬似空中線回路を使用して発射しようとする電波の電波の質をあらかじめ確かめておかななければならない。
- 3 発射しようとする電波の周波数をあらかじめ確かめておかななければならない。
- 4 発射しようとする電波の空中線電力が最適な値となるよう送信機の出力を調整しなければならない。
- 5 自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、「ただいま試験中」（3回）、「こちらは」（1回）及び「自局の呼出名称（又は呼出符号）」（3回）を送信し、更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がないことを確かめなければならない。

A－10 次の記述は、電波法（第65条）の規定による聴守をしなければならない無線局について、無線局運用規則（第42条）の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局については、F 1 B電波 2,187.5 kHz、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz 若しくは 16,804.5kHz 又は F 2 B電波 □ A □ の指定を受けているもの
- ② 船舶地球局及び海岸地球局については、総務大臣が別に告示するもの
- ③ 船舶局については、次に掲げるもの
 - (1) F 3 E電波 156.65MHz 又は 156.8MHz の指定を受けている船舶局（旅客船又は総トン数 300 トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの船舶局に限る。）
 - (2) 電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定により □ B □ を備える船舶局
 - (3) 電波法第33条の規定によりインマルサット高機能グループ呼出受信機を備える船舶局
- ④ 海岸局については、F 3 E電波 □ C □ の指定を受けているもの

A	B	C
1 156.6MHz	狭帯域直接印刷電信装置	156.65MHz 又は 156.8MHz
2 156.6MHz	ナブテックス受信機	156.8MHz
3 156.6MHz	狭帯域直接印刷電信装置	156.8MHz
4 156.525MHz	ナブテックス受信機	156.8MHz
5 156.525MHz	狭帯域直接印刷電信装置	156.65MHz 又は 156.8MHz

A－11 次の記述は、通信の優先順位について、無線局運用規則（第55条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

海上移動業務において取り扱う電波法第74条第1項に規定する通信（「非常の場合の無線通信」のことをいう。）は、緊急の度に応じ、□に次いでその順位を適宜に選ぶことができる。

- 1 遭難通信 2 緊急通信 3 安全通信 4 その他の通信

A－12 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信（遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除く。）における応答について、無線局運用規則（第58条の6）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあつては □ A □ に、船舶局にあつては □ B □ に応答するものとする。

A	B
1 直ち	45 秒以内
2 5 秒以上 4 分半以内	5 分以内
3 5 秒以上 4 分半以内	2 分 45 秒以内
4 3 分以内	5 分以内
5 3 分以内	5 秒以上 4 分半以内

A-13 次の記述は、遭難警報の送信について無線局運用規則（第75条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

船舶が遭難した場合に船舶局がデジタル選択呼出装置を使用して行う遭難警報は、電波法施行規則別図第1号1（遭難警報）に定める構成のものを送信して行うものとする。この場合において、この送信は、□行うものとする。

- 1 応答があるまで必要な間隔を置いて
- 2 5回連続して
- 3 3回連続して
- 4 3回以上5回以下連続して

A-14 次の記述は、遭難警報等を受信した海岸地球局のとりべき措置について、無線局運用規則（第81条の4）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

海岸地球局は、船舶地球局から送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、遅滞なく、□しなければならない。

- 1 これに応答し、かつ、その遭難警報又は遭難警報の中継を海上保安庁その他の救助機関に通報
- 2 これに応答し、かつ、その遭難警報又は遭難警報の中継を海上保安庁に通報
- 3 その遭難警報又は遭難警報の中継を海上保安庁その他の救助機関に通報
- 4 その遭難警報又は遭難警報の中継を海上保安庁に通報
- 5 これに応答

A-15 遭難警報に係る遭難通信の宰領は、どの無線局が行うか。無線局運用規則（第83条）の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 遭難船舶局
- 2 遭難通報を送信した無線局
- 3 遭難船舶局又は遭難通報を送信した無線局から遭難通信の宰領を依頼された無線局
- 4 海上保安庁の無線局又はこれから遭難通信の宰領を依頼された無線局

A-16 次の記述は、遭難通信の不取扱い等に関する罰則の適用について、電波法（第105条及び第106条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① 無線通信の業務に従事する者が第66条（遭難通信）第1項（第70条の6において準用する場合を含む。）の規定による遭難通信の□Aは、1年以上の有期懲役に処する。
- ② 遭難通信を妨害した者も、①と同様とする。
- ③ □Bの未遂罪は、これを罰する。
- ④ 船舶遭難又は航空機遭難の事実がないのに、無線設備によって遭難通信を発した者は、□Cに処する。

A	B	C
1 取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたとき	①	3月以上の有期懲役
2 取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたとき	①又は②	3月以上10年以下の懲役
3 取扱いをしなかったとき	①又は②	3月以上10年以下の懲役
4 取扱いをしなかったとき	①	3月以上の有期懲役
5 取扱いをしなかったとき	②	3月以上10年以下の懲役

A-17 船舶局の免許人は、使用を終わった無線業務日誌をどうしなければならないか。電波法施行規則（第40条）の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 使用を終わった日から起算して2年間保存しなければならない。
- 2 当該船舶局の免許の効力が失われる日まで保存しなければならない。
- 3 次の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）の日まで保存しなければならない。
- 4 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。

A－18 次の記述は、人命の安全に関する電気通信の優先順位について国際電気通信連合憲章（第40条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

国際電気通信業務は、□A□における□B□に対し、絶対的優先順位を与えなければならない。

A	B
1 海上、陸上及び空中	人命の安全に関するすべての電気通信並びに世界保健機関の伝染病に関する特別に緊急な電気通信
2 海上、陸上及び空中	人命の安全に関するすべての電気通信
3 海上、陸上、空中及び宇宙空間	人命の安全に関するすべての電気通信並びに世界保健機関の伝染病に関する特別に緊急な電気通信
4 海上、陸上、空中及び宇宙空間	人命の安全に関するすべての電気通信

A－19 次の記述は、局の検査について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（第549条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① 船舶局又は船舶地球局が寄航する国の□A□は、検査のため、許可書の提示を要求することができる。局の通信士又は責任者は、この検査が容易となるようにしなければならない。許可書は、要求に際して提示することができるように保管していなければならない。許可書又はこれを発給した当局が認証したその謄本は、できる限り、常に局内に掲示しておくものとする。
- ② 検査職員は、権限のある当局が交付した□B□を所持しなければならない。船舶局若しくは船舶地球局を有する船舶又は他の移動体の指揮者又は責任者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- ③ 許可書が提示されないとき又は□C□が認められるときは、政府又は主管庁は、無線設備がこの規則によって課される条件に適合していることを自ら確認するため、その設備を検査することができる。
- ④ なお、検査職員は、通信士の証明書の提示を請求する権限を有する。ただし、職務上の□D□の証明を要求することはできない。

A	B	C	D
1 権限のある主管庁	証票	明白な違反	技能
2 権限のある主管庁	証票又は記章	違反	技能
3 政府又は権限のある主管庁	証票又は記章	明白な違反	知識
4 政府又は権限のある主管庁	証票	違反	知識

A－20 次の記述は、全世界的な海上遭難安全制度（GMDSS）の下での無線通信要員の資格証明のための最小限の要件について、1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（附属書第4章第4－2規則）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① 全世界的な海上遭難安全制度（GMDSS）に参加することを要求される船舶において無線通信の任務を担当し又は遂行する者は、□A□の発給し又は承認した全世界的な海上遭難安全制度（GMDSS）に関する適当な証明書を受有しなければならない。
- ② 1974年の海上における人命の安全のための国際条約（改正を含む。）により無線設備を備えることが要求される船舶において業務を行うため、この第4－2規則の規定に基づき資格証明を得ようとする者は、更に次の要件を満たさなければならない。
- (1) □B□以上であること。
- (2) 承認された教育及び訓練を修了し、かつ、STCWコードA部第4－2節に規定する能力の基準を満たすこと。

A	B
1 無線通信規則に基づき主管庁	16歳
2 無線通信規則に基づき主管庁	18歳
3 国際電気通信連合	20歳
4 国際電気通信連合	22歳

B－1 次の記述は、A 1 海域及びA 2 海域のみを航行する船舶の義務船舶局の無線設備に備えなければならない機器（当該義務船舶局のある船舶の船体の構造その他の事情により当該機器を備えることが困難であると総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が認めるもの及び別に定めのあるものを除く。）について、電波法施行規則（第 2 8 条）の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

- ① 送信設備及び受信設備の機器
 - (1) 超短波帯の無線設備（□ア及び無線電話による通信が可能なものに限る。）の機器 1 台
 - (2) 中短波帯の無線設備（□ア及び無線電話による通信が可能なものに限る。）の機器 1 台
- ② 遭難自動通報設備の機器
 - (1) 搜索救助用レーダートランスポンダ 1 台（旅客船又は総トン数□イ以上の船舶であって、国際航海に従事するもの及び□ウを航行区域とするもの（国際航海に従事するものを除く。）の義務船舶局については、2 台（旅客船(国際航海に従事しないもの)にあつては、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限る。）であつて船首、船尾又は舷側に開口部を有するものの義務船舶局については、当該船舶に積載する生存艇の数 4 に対して 1 の割合の台数を加えるものとする。))
 - (2) 衛星非常用位置指示無線標識 1 台
- ③ 船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器
 - (1) ナブテックス受信機（F 1 B 電波□エを受信することができるものに限る。） 1 台
 - (2) インマルサット高機能グループ呼出受信機（ナブテックス受信機のための海上安全情報を送信する無線局の通信圏として、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものを超えて航行する船舶の義務船舶局に限る。） 1 台
- ④ その他の機器
 - (1) 双方向無線電話（生存艇に固定して使用するものを除く。） 2 台（旅客船又は総トン数□イ以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び□ウを航行区域とする旅客船（国際航海に従事するものを除く。）の義務船舶局については、□オ）
 - (2) 船舶航空機間双方向無線電話 1 台
 - (3) 超短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 1 台
 - (4) 中短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 1 台
 - (5) 船舶自動識別装置の機器 1 台
 - (6) 地上無線航法装置又は衛星無線航法装置の機器（旅客船であつて国際航海に従事するもの、及び国際航海に従事する旅客船以外の船舶であつて総トン数 20 トン以上の船舶(国際航海に従事しない総トン数□イ未満の船舶のうち総務大臣が別に告示するものを除く。)の義務船舶局に限る。） 1 台

- | | | | | | |
|----------|--------------|--------------|----------|-------|-------|
| 1 300 トン | 2 500 トン | 3 424kHz | 4 518kHz | 5 3 台 | 6 4 台 |
| 7 ファクシミリ | 8 デジタル選択呼出装置 | 9 遠洋区域又は近海区域 | 10 遠洋区域 | | |

B－2 次の記述は、航空機局の運用について、電波法（第 7 0 条の 2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

- ① 航空機局の運用は、その航空機の□アに限る。ただし、□イ運用するとき、第 5 2 条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② □ウは、航空機局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している航空機局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。
- ③ 航空機局は、航空局と通信を行う場合において、通信の□エ又は使用□オについて、航空局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

- | | | | |
|---------------|----------------|------------|-------|
| 1 航行中及び航行の準備中 | 2 航行中 | 3 航空局又は海岸局 | 4 航空局 |
| 5 順序若しくは時刻 | 6 電波の型式若しくは周波数 | 7 順序 | 8 周波数 |
| 9 受信装置のみを | 10 臨時に | | |

B－3 次の記述のうち、電波法（第52条、第53条及び第66条）の規定により緊急通信を行う場合の無線局の運用について正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 免許状に記載された通信の相手方の範囲を超えて運用してはならない。
イ 電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。
ウ 識別信号は、免許状に記載されたところによらなければならない。
エ 免許状に記載された目的の範囲を超えて運用してはならない。
オ 緊急通信を行っている場合において、遭難信号を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。

B－4 次の記述は、無線局の廃止等について、電波法（第22条から第24条まで、第78条、第113条及び第116条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

- ① 免許人（包括免許人を除く。）は、その無線局を□アときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
② 免許人（包括免許人を除く。）が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
③ 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、□イ以内にその免許状を□ウしなければならない。
④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく□エを撤去しなければならない。
⑤ ④の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。
⑥ ①の規定に違反して届出をしない者及び③の規定に違反して免許状を返納しない者は、30万円以下の□オに処する。

- | | | | | | | |
|--------|--------|-------|-------|------|------|-------|
| 1 廃止する | 2 廃止した | 3 1箇月 | 4 1週間 | 5 返納 | 6 廃棄 | 7 空中線 |
| 8 送信装置 | 9 過料 | 10 罰金 | | | | |

B－5 次の記述は、無線通信要員について、海上における人命の安全のための国際条約（附属書第4章第16規則）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

船舶は、主管庁が認めるところにより、□アに関する無線通信について□イを有する要員を乗り組ませる。当該要員は、□ウに定める証明書を有し、場合に応じ、そのうちの一人は、□エ、無線通信について□オとして指名される。

- | | | | | |
|----------------|------------|--------------|----------|----------|
| 1 遭難及び安全 | 2 自国の法令 | 3 資格 | 4 無線通信規則 | 5 知識及び技能 |
| 6 遭難した際 | 7 全責任を有する者 | 8 第一の責任を有する者 | 9 運航管理 | |
| 10 緊急の事態が発生した際 | | | | |